

2005年

Parttime

Vol.4

パートタイム労働者雇用管理の実務シリーズ

パートタイマーの 健康管理と災害補償



1 パートタイマーにも健康診断を受けさせる必要があるのか？

パートタイマーが、次の1～3までのいずれかに該当し、1週間の所定労働時間が通常の労働者（正社員）の4分の3以上であれば、健康診断を受けさせなければなりません。

また、概ね2分の1以上であるときは、受けさせることが望ましいことになっています。

1. 雇用期間の定めのない者
2. 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年以上使用される予定の者
3. 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年以上引き続き使用されている者

※裏面「参考資料1」

2 労災保険・雇用保険の適用対象者とは？

労災保険は、労働者を使用する事業は適用事業となり、パートタイマーなど正社員以外の労働者も、その名称や呼称にかかわらず、そこに雇用される労働者はすべて労災保険の対象となります。

労災保険の適用を受けるにあたっては、雇い入れられているという事実があればよく、個別に被保険者とするための手続きは不要です。※裏面「参考資料2-1」

一方、雇用保険の適用については、「雇い入れられる期間」と「所定労働時間」についての条件を満たしている必要があります。※裏面「参考資料2-2」

3 労災事故が起こったときの手続き

労働者が工作中に事故で負傷した場合は、まず労災に該当すると考えて間違いありません。労災保険での治療は、原則として労災指定病院で受けることとされていますが、緊急の場合にはとりあえず近くの医療機関へ搬送します。

医療機関ではまず労災であることを告げて下さい。健康保険は使えません。労災保険で治療を受ける場合、最初に必要となる書類は「療養補償給付たる療養の給付請求書」（通称「5号様式」）です。必要事項を記入して医療機関の窓口へ提出して下さい。※裏面「参考資料3」

4 通勤災害が労災と認められるとき

通勤途上で発生した傷病が、通勤災害と認められるためには、通常「合理的な経路および方法による」通勤であることが必要とされます。

業務の終業後に、会社の敷地内で行われる自由参加の研修会に参加した場合や、途中で寄り道をした場合（逸脱）は、その内容や逸脱の時間などによって判断されます。